資料２

国の主な取組

○　経済対策、法律、予算

「生活対策」(H20.10.30　新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)

・　ふるさと雇用再生特別交付金(2,500 億円)
　地方公共団体が、民間企業等の雇用機会創出(原則 1 年の雇用契約)を支援（地場産品開発・販路開拓等)
・　セーフティネット貸付・緊急保証枠の拡大(30 兆円規模)
　政府系金融機関等による貸付枠　10 兆円規模
　信用保証協会による緊急保証枠　20 兆円規模
・　地域活性化・生活対策臨時交付金(6,000 億円)
　地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備等
・　定額給付金(約 2 兆円)

「生活防衛のための緊急対策」(H20.12.19　経済対策閣僚会議)

・　緊急雇用創出事業(1,500 億円)
　地方公共団体やシルバー人材センター等が、職を失った非正規労働者・中高年齢者を対象に一時的な雇用・就業機会(6 ヶ月未満の雇用契約)を創出（学校耐震化に向けた調査、森林整備、介護補助等)
・　住宅・生活支援の資金貸付
・　雇用促進住宅の活用による離職者等の住宅確保
・　改正金融機能強化法に基づく国の資本参加枠の拡大(12 兆円)
・　銀行等保有株式取得機構の市中借入に係る政府保証枠の拡大(20 兆円)
・　日本政策金融公庫の危機対応制度の活用

金融機能強化法の改正

・　平成 20 年 10 月 24 日　提出
・　平成 20 年 11 月 28 日　麻生会長による早期成立を求める声明
・　平成 20 年 12 月 12 日　成立

平成20年度第二次補正予算案

・　平成 21 年 1 月 5 日　提出

○　地方交付税関係

平成21年度地方財政対策において、既定のルールとは「別枠」で1兆円増額(生活防衛のための緊急対策)

・　地域雇用創出推進費の創設（上記増額のうち 5,000 億円)

地方公共団体が年末年始等において緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用・居住確保対策等について特別交付税により支援